

高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。
実務修習は、次に掲げるところにより、行って行うこととする。

二、弁理士の業務に関する法令及び実務について
一、毎年一回以上行うこと。

三、実務修習の講師及び指導者は、弁理士であつて、その業務に通算して七年以上従事したものとし、その実務を定めるものである。

(指定修習機関の指定)

第十六条の三 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定修習機関」という。)に、講義及び演習の実施その他の実務修習の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。以下「実務修習事務」という。)を行わせることとされる。

指定期間修習機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務を行おうとする者の申請により行う。

経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、実務修習事務を行わないものとする。

経済産業大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときだけなれば、指定修習機関の指定をしてはならない。

一、職員、設備、実務修習事務の実施の方法その他他の事項についての実務修習事務の実施に関する計画が実務修習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二、前号の実務修習事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三、実務修習事務以外の業務を行つていてる場合は、その業務を行うことによつて実務修習事務が不公平になるおそれがないこと。

四、その指定することによつて実務修習事務の適正かつ確実な実施を阻害することとなるないこと。

五、経済産業大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定修習機関の指定をしてはならない。

一、第十六条の十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二、その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなり、つた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第十六条の四 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、指定修習機関の名称及び住所、実務修習事務を行う事務所の所在地並びに実務修習事務の開始の日を公示しなければならない。

二、指定修習機関は、その名称若しくは住所又は経験を有するものである。

三、実務修習の講師及び指導者は、弁理士であつて、その実務に通算して七年以上従事したものとし、その実務を定めるものである。

(指定修習機関の指定)

第十六条の三 経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

二、指定修習機関は、前項の規定による届出が前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

三、経済産業大臣は、前項の規定による届出がつたときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十六条の五 指定修習機関の役員若しくは職員(実務修習の講師及び指導者を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、実務修習事務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。

二、実務修習事務に従事する指定修習機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(修習事務規程)

第十六条の六 指定修習機関は、実務修習事務の開始前に、実務修習事務の実施に関する規程(以下「修習事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

二、修習事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(事業計画等)

第十六条の七 指定修習機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない。

二、経済産業大臣は、指定修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一、第十六条の三第四項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

(指定の取消し等)

第十六条の十一 指定修習機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、実務修習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

二、経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(実務修習事務の休止)

第十六条の十二 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の三第五項第二号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

二、経済産業大臣は、指定修習機関が次に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

一、絏済産業大臣は、指定修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一、第十六条の三第四項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

(手数料)

第十六条の十四 実務修習を受けようとする者は、次に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定めるところにより指定修習機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定修習機関に納付しなければならない。

二、指定修習機関が実務修習事務を行つ場合において実務修習を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定修習機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定修習機関に納付しなければならない。

三、前項の規定により指定修習機関に納付された手数料は、当該指定修習機関の収入とする。

三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備置き等)

第十六条の八 指定修習機関は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え置き、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十六条の九 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第十六条の十 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況を調査するための報告若しくは資料の提出を請求、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

二、前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪を捜査のために認められたものと解してはならない。

三、第十六条の六第一項の規定により認可を受けた修習事務規程によらないで実務修習事務を行つたとき。

四、第十六条の六第三項又は第十六条の九の規定による命令に違反したとき。

五、偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

第三十一条の二 弁理士は、経済産業省令で定めることにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならぬ。

(非弁理士に対する名義貸しの禁止) 第三十一条の三 弁理士は、第七十五条又は第七十六条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

第五章 弁理士の責任

(懲戒の種類)

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 業務の停止

三 業務の禁止

(懲戒の手続)

第三十三条 何人も、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、経済産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 経済産業大臣は、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

4 経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

5 前条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相当な証拠により同条に該当する事実があると認めた場合において、審議会の意見を聽いて行う。(調査のための権限)

第三十四条 経済産業大臣は、前条第二項(第六十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、当該弁理士に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

(登録抹消の制限) 第三十五条 日本弁理士会は、弁理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了

するまでは、第二十四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十五条第一項の規定による当該

弁理士の登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分の公告)

第三十六条 経済産業大臣は、第三十二条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。

第六章 弁理士法人

(設立等)

第三十七条 弁理士は、この章の定めるところにより、弁理士法人を設立することができる。

2 第一条及び第三条の規定は、弁理士法人について準用する。

(名称)

第三十八条 弁理士法人は、その名称中に弁理士法人文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第三十九条 弁理士法人の社員は、弁理士でなければならぬ。

2 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しなければならない。

3 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

4 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

5 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

6 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

7 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

8 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

9 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

10 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

11 次に掲げる者は、社員となることができない者

1 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三員にならうとする弁理士が、定款を定めなければならない。

(設立の手続)

第四十三条 弁理士法人を設立するには、その社員には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 定款には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 目的

2 名称

3 事務所の所在地

4 社員の氏名及び住所

5 社員の出資に関する事項

6 業務の執行に関する事項

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十一条の規定は、弁理士法人の定款について準用する。

8 条款の届出

9 成立の時期

10 第四十四条

弁理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

11 第四十五条

弁理士法人は、成り立ったときは、成り立った日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

12 第四十六条

弁理士法人の社員は、全て業務を執り立てる権利を有し、義務を負う。

13 第四十七条

弁理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

14 第四十八条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

15 第四十九条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

16 第五十条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

17 第五十二条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

18 第五十三条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

19 第五十四条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

20 第五十五条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

21 第五十六条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

22 第五十七条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

23 第五十八条

弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の権利を有し、義務を負う。

3 弁理士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理人に対抗することができない。

(指定社員)

第四十七条の三 弁理士法人は、特定の事件について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができます。

4 弁理士法人は、第一項の規定による指定を受けることはできる。

5 「指定事件」という。については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

6 指定事件については、前条の規定にかかるわら

7 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁理士法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにする。弁理士法人が、その後に指定をすることはできない。ただし、依頼者の同意を得て指定をする場合はにおいて、弁理士法人が、その期間内に前項の規定による通知をしないときは、弁理士法人はその後において、指定をすることができる。

8 在場において、弁理士法人が、その期間内に前項の規定による通知をしないときは、弁理士法人はその後に指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

9 依頼者は、その社員を指定したものとみなすことを妨げない。

10 指定事件について、当該事件に係る業務の結果、定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

11 前に指定社員が欠けたときは、弁理士法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

12 依頼者は、その社員が、事件の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

13 借款を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

14 弁理士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときは、前項と同様とする。

15 前項の規定は、社員が弁理士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

16 前条第一項の規定による指定がされ、同条第

17 四項の規定による通知がされている場合(同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。)において、指定事件に関し依頼者に対して負担

18 前項の規定による通知がされている場合(同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。)において、指定事件に関し依頼者に対して負担

することとなつた弁理士法人の債務をその弁理士法人の財産をもつて完済することができないときは、第 5 項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帶してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく弁理士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときは、指定社員が、弁理士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを利用して、指定期間を除き、前項と同様とする。

6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けいない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。

7 会社法第六百十二条の規定は、弁理士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定事件に係る業務に依頼者に対して負担することとなつた弁理士法人の債務については、この限りでない。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任（特定の事件についての業務の制限））

第四十七条の五 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて弁理士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。（弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの）

（業務の執行方法）

第四十八条 弁理士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者があつた場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方から依頼による他の事件

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第三項各号に掲げる事件として弁理士法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件

2 弁理士法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行つてはならない。

3 弁理士法人の社員等は、当該弁理士法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 社員等が公務員として職務上取り扱った事件

四 社員等が仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件

五 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に他の弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

六 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に他の弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

（業務の執行方法）

第四十九条 弁理士法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。

（弁理士の義務に関する規定の準用）

第五十条 第二十九条及び第三十一条の三の規定は、弁理士法人について準用する。

（法定脱退）

第五十一条 弁理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 弁理士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

（解散）

第五十二条 弁理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

2 其他の弁理士法人との合併

3 破産手続開始の決定

4 解散を命ずる裁判

5 第五十四条の規定による解散の命令

6 社員の欠亡

7 社員の死

（弁理士法人の継続）

第五十二条の二 弁理士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第五十五条第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められる場合に、その者の）の同意を得て、新たに社員を加入させて弁理士法人を継続することができる。

（裁判所による監督）

第五十二条の三 弁理士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第五十二条の四 清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（清算役の選任）

第五十二条の六 裁判所は、弁理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第五十二条の五 弁理士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第五十二条の六 裁判所は、弁理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合に、弁理士法人が当該検査役に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該弁理士法人及び検査役の陳述を聽かなければならない。

2 合併は、合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

3 弁理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する弁理士法人にあつては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人は、当該合併により消滅する弁理士法人の権利義務を承継する。

5 合併する弁理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知りてゐる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する弁理士法人及び合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人の名称及び主たる事務所の所在地がかかる旨

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする弁理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、するこ

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

（合併）

第五十三条 弁理士法人は、総社員の同意があるときは、他の弁理士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

3 弁理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する弁理士法人にあつては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人は、当該合併により消滅する弁理士法人の権利義務を承継する。

5 合併する弁理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知りてゐる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ことができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する弁理士法人及び合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人の名称及び主たる事務所の所在地がかかる旨

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする弁理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、するこ

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三号に係る部分に限る。) 及び第三項、第九百四十四条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十六条第一項、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、弁理士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告」方法とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項 (第二号及び第八号ニ係る部分ニ限る。) 及び第

(違法行為等についての処分)

第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、前項の処分について準用する。
第一項の規定は、同項の規定により弁理士法人の内部の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

社員等につき第三十二条に該当する事実があるときは、その社員等である弁理士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第五十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百条、第六百四十四条から第六百四十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁理士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第六百一条、第六百五十五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第六百一十二条までの規定は弁理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条规定「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百五十五条第一項、第六百五十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条规定第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

中「第六百四十一條第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十三条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第四十七条の四」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百一十四条、第八百二十六条、第八百六十八条规定部分、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る)、第八百七十二条本文、第八百七十三条本文、第八百七十三条条文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は弁理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十七条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十七条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十七条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十七条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがつた場合における弁理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 会社法第八百一十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、弁理士法人の解散の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、弁理士法人の解散の訴えについて準用する。

第六 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、弁理士法人は、合名会社とみなす。

第七章 日本弁理士会

（設立、目的及び法人格）

第五十六条 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の日本弁理士会（以下この章において「弁理士会」という。）を設立しなければならない。

2 弁理士会は、弁理士及び弁理士法人の使命及び職業に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 弁理士会は、法人とする。

（会則）

第五十七条 弁理士会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 入会及び退会に関する規定

三 会員の種別及びその権利義務に関する規定

四 役員に関する規定

五 会議に関する規定

六 支部に関する規定

七 弁理士の登録に関する規定

八 登録審査会に関する規定

九 会員の品位保持に関する規定

十 会員の研修に関する規定

十一 実務修習に関する規定

十二 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

十三 弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定

十四 会費に関する規定

十五 会計及び資産に関する規定

十六 事務局に関する規定

十七 その他弁理士会の目的を達成するため必要な規定

2 会則の制定又は変更（政令で定める重要な事項に係る変更に限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（支部）

第五十八条 弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

<p>(登記)</p> <p>第五十九条 弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>第六十条 弁理士及び弁理士法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び弁理士法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。</p> <p>(弁理士会の退会処分)</p> <p>第六十一条 弁理士会は、經濟産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。</p> <p>第六十二条 会員は、弁理士会の会則を守らなければならぬ。</p> <p>第六十三条 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。</p> <p>2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>(総会)</p> <p>第六十四条 弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならぬ。</p> <p>2 弁理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。</p> <p>(総会の決議を必要とする事項)</p> <p>第六十五条 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(総会の決議等の報告)</p> <p>第六十六条 弁理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。</p> <p>(紛議の調停)</p> <p>第六十七条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。</p> <p>(建議及び答申)</p> <p>第六十八条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、經濟産業大臣又は特許庁長官に</p>	<p>より、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(入会及び退会)</p> <p>第六十条 弁理士及び弁理士法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び弁理士法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。</p> <p>(弁理士会の退会処分)</p> <p>第六十一条 弁理士会は、經濟産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。</p> <p>第六十二条 会員は、弁理士会の会則を守らなければならぬ。</p> <p>第六十三条 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。</p> <p>2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>(総会)</p> <p>第六十四条 弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならぬ。</p> <p>2 弁理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。</p> <p>(総会の決議を必要とする事項)</p> <p>第六十五条 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(総会の決議等の報告)</p> <p>第六十六条 弁理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。</p> <p>(紛議の調停)</p> <p>第六十七条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。</p> <p>(建議及び答申)</p> <p>第六十八条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、經濟産業大臣又は特許庁長官に</p>
---	--

建議し、又はその諮問に答申することができ
る。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

他公益を害するときは、総会の決議の取消しを命ずることができる。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

第六十九条 弁理士会は、その会員に第三十二条又は第五十四条の規定に該当する事実があると認めたときは、經濟産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。

第七十条 第三十三条第二項の規定は、前項の報告があ

った場合について準用する。

第七十一条 弁理士会に、登録審査会を置く。

第七十二条 登録審査会は、弁理士会の請求により、第十

九条第一項の規定による登録の拒否、第二十三

条第一項の規定による登録の取消し又は第二十

五条第一項の規定による登録の抹消について必

要な審査を行ふものとする。

第七十三条 一般社団法人及び一般財團法人に

する法律第四条及び第七十八条の規定は、弁理

士会について準用する。

(經濟産業省令への委任)

第七十四条 この法律に定めるもののほか、弁理

士会に關し必要な事項は、經濟産業省令で定め

る。

第八章 雜則

(弁理士又は弁理士法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は弁理士法人でない者は、

他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新

案、意匠若しくは商標若しくは國際出願、意匠

に係る國際登録出願若しくは商標に係る國際登

録出願に關する特許庁における手続若しくは特

許、実用新案、意匠若しくは商標に關する行政

不不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定

に關する事項に關する鑑定若しくは政令で定め

て、弁理士、弁理士に係る行政事務に從事する

經濟産業省の職員及び學識經驗者のうちから委

嘱する。

第七十六条 弁理士の承認を受けた者

が、經濟産業大臣の認可を受けた者

に對し、その業務に從事する。

第七十七条 弁理士若しくは弁理士法人の使用人

その他の従業者又はこれらの方であつた者は、

正當な理由がなく、第四条から第六条の二まで

の業務を補助したことについて知り得た秘密を

漏らし、又は盜用してはならない。

(弁理士に關する情報の公表)

第七十二条 経済産業大臣は、弁理士会の総会の

決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その

は、それぞの保有する弁理士に關する情報の

漏らし、又は盜用してはならない。

(建議及び答申)

第六十八条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は

制度について、經濟産業大臣又は特許庁長官に

決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その

は、それぞの保有する弁理士に關する情報の

漏らし、又は盜用してはならない。

(建議及び答申)

第六十九条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十一条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十二条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十三条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十四条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十五条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十六条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十七条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十八条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第七十九条 弁理士となる資格を有しない者が、

日本弁理士会に對し、その資格につき虛偽の申

請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處す

る。

第八十条 第十六条の五第一項、第三十条又は第

二、第三十二条又は第五十四条第一項の規定に

よる業務の停止の処分に違反した者

は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に

處する。

第八十一条 第七十一条のいづれかに該当する者

が、その違反行為をした指定修習機関の役員又

は、その違反行為をした指定修習機関の役員又

六十九条の二十とする改正規定、同法第六十九条の十六の改正規定、同条を同法第六十九条の十九とする改正規定、同法第六十九条の十五の改正規定、同条を同法第六十九条の十八とする改正規定、同法第六十九条の十四の改正規定、同法第六十九条の十七とする改正規定、同条を同法第六十九条の十三の改正規定、同条を同法第六十九条の十六とする改正規定、同法第六十九条の十の改正規定、同法第六十九条の十を同法第六十九条の十三とする改正規定、同法第六十九条の十五とする改正規定、同法第六十九条の十一を同法第六十九条の十とする改正規定、同法第六十九条の十を同法第六十九条の十三とする改正規定、同法第六十九条の九の改正規定、同条を同法第六十九条の十二とする改正規定、同款中第六十九条の八を第六十九条の十一とする改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（前条第十項）を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）に改める部分に限る。」、同法第六十九条の八とする改正規定、同節第一款中同条を第六十九条の八とする改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第六十九条の六の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第五十五条の改正規定（農林水産大臣）を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分を除く。）、同法第九十一条の改正規定、同法第一百八条の四の改正規定（及び第三号）を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分を除く。）、同法第一百九条の改正規定、同法第一百九条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「から第五号の二」を加える部分を除く。）並びに同法第一百十三条の改正規定並びに第八条の規定並びに附則第十四条の規定（意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十一条の改正規定、同法第一百十三条の三から第五号）附則第一条第二号に規定する日）

附 則 **抄** **（平成一八年六月七日法律第五〇号）**

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

附 則 **抄** **（平成一八年六月七日法律第五五号）**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

二 略

第一条

略

第二条

略

第三条

略

第四条

略

第五条

略

第六条

略

第七条

略

第八条

略

第九条

略

第十条

略

第十一条

略

第十二条

略

第十三条

略

第十四条

略

第十五条

略

第十六条

略

第十七条

略

第十八条

略

第十九条

略

第二十条

略

第二十一条

略

第二十二条

略

第二十三条

略

第二十四条

略

第二十五条

略

第二十六条

略

第二十七条

略

第二十八条

略

第二十九条

略

第三十条

略

第三十一条

略

第三十二条

略

第三十三条

略

第三十四条

略

第三十五条

略

第三十六条

略

第三十七条

略

第三十八条

略

第三十九条

略

第四十条

略

第四十一条

略

第四十二条

略

第四十三条

略

第四十四条

略

第四十五条

略

第四十六条

略

第四十七条

略

第四十八条

略

第四十九条

略

第五十条

略

第五十一条

略

第五十二条

略

第五十三条

略

第五十四条

略

第五十五条

略

第五十六条

略

第五十七条

略

第五十八条

略

第五十九条

略

第六十条

略

第六十一条

略

第六十二条

略

第六十三条

略

第六十四条

略

第六十五条

略

第六十六条

略

第六十七条

略

第六十八条

略

第六十九条

略

第七十条

略

第七十一条

略

第七十二条

略

第七十三条

略

第七十四条

略

第七十五条

略

第七十六条

略

第七十七条

略

第七十八条

略

第七十九条

略

第八十条

略

第八十一条

略

第八十二条

略

第八十三条

略

第八十四条

略

第八十五条

略

第八十六条

略

第八十七条

略

第八十八条

略

第八十九条

略

第九十条

略

第九十一条

略

第九十二条

略

第九十三条

略

第九十四条

略

第九十五条

略

第九十六条

略

第九十七条

略

第九十八条

略

第九十九条

略

第一百条

略

第一百一条

略

第一百十二条

略

第一百十三条

略

第一百十四条

略

第一百十五条

略

第一百十六条

略

第一百十七条

略

第一百十八条

略

第一百十九条

略

第一百二十条

略

第一百二十一条

略

第一百二十二条

略

第一百二十三条

略

第一百二十四条

略

第一百二十五条

略

第一百二十六条

略

第一百二十七条

略

第一百二十八条

略

第一百二十九条

略

第一百三十条

略

第一百三十一条

略

第一百三十二条

略

第一百三十三条

略

第一百三十四条

略

第一百三十五条

略

第一百三十六条

略

第一百三十七条

略

第一百三十八条

略

第一百三十九条

略

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

（旅行業法）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十九条に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(女令の委任)

中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の改正規定、意匠の国際登録に関するハーブ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に生じた事実に基づく弁理士に対する懲戒の処分については、なおお

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成三十一年五月三〇日法律第三号)
(施行期日) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十八条及び第三十四条の規定
二 附則第十八条及び第三十四条の規定
(罰則に関する経過措置)
第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成二七年七月一〇日法律第五
四号）抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の
施行の日から施行する。

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そのに対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを持む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第十九条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条

第五十条、第五十四条第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七

一 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四一二条の二第四二条の二第一項の改正規定を除く。）、

百四十三条 第百四十九条、第五百五十二条、
五百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法
律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及
び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条
及び第六条の規定 公布の日

規定に限る。)、第八十五条、第二百二条、第二百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第二百十一条、第二

を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)
十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則）に関する経過措置を含む。は、政令で定める。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第五十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日
(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の弁理士法(以下この条において「改正後弁理士法」という。)第八条第三号の規定(種苗法(平成十年法律第八十�号)及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。
(五丁明日)

する法律（平成十八年法律第四十号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除

第三条の施行前に在りたる会社法の規定は、この法律の施行後も適用する。但し、この法律の施行前に在りたる会社法の規定が、この法律の施行後も適用する場合は、この法律の施行前に在りたる会社法の規定は、この法律の施行後も適用する。

に限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの）

起算して六月を経過した日

から第二十九条までの規定 公布の日から

二十六年法律第八十四号に係る部分に限る。)は、施行日以後にした行為により同号に規定する刑に処せられた者について適用する。

2 行政日前に第八条の規定による改正前の弁理士法(以下この条において「改正前弁理士法」という。)第五十二条第二項の規定により解散した特許業務法人は、施行日以後その清算が終了するまで(解散した後三年以内に限る。)の間に、その社員が当該特許業務法人を継続する旨を日本弁理士会に届け出ることにより、当該特許業務法人を継続することができる。

3 改正前弁理士法の規定による特許業務法人であつて改正後弁理士法の施行の際現に存するもの(以下この条において「旧特許業務法人」という。)は、施行日以後は、この項から第十三項までの定めるところにより、改正後弁理士法の規定による弁理士法人として存続するものとする。

4 この法律の施行前に生じた事実に基づく前項の規定により存続する弁理士法人に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

5 第三項の規定により存続する弁理士法人であつて第十項に規定する名称の変更をしていないものは、改正後弁理士法第三十八条の規定にいかわらず、その名称中に特許業務法人という文字を用いなければならない。

6 前項の規定によりその名称中に特許業務法人という文字を用いる第三項の規定により存続する弁理士法人(以下この条において「特例特許業務法人」という。)は、その名称中に弁理士法人という文字を用いてはならない。

7 特例特許業務法人以外の者は、その名称又は商号中に、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

8 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六項の規定に違反して、弁理士法人といふ文字をその名称中に用いた者

二 前項の規定に違反して、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

9 改正前弁理士法の規定による旧特許業務法人の登記は、改正後弁理士法の相当規定による第三項の規定により存続する弁理士法人の登記とみなす。

10 特例特許業務法人は、第六項の規定にかかる改正前弁理士法の規定による旧特許業務法人の登記は、改正後弁理士法の相当規定による第三項の規定により存続する弁理士法人の登記とみなす。

11 特例特許業務法人が施行日から起算して一年を経過する日までに前項の名称の変更をしないときは、当該特例特許業務法人は、その日が経過した時に解散したものとみなす。

12 前項の規定により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一 社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款に定める者

三 社員の過半数によって選任された者

13 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第七十一条の規定は、第十一項の規定による解散の登記について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。（政令への委任）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日
イ及びロ 略

八 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）

同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の

三及び第三十九条に改める部分を除く。)、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定

(政令への委任)

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一四日法律第五二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定
二 定　　公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法の「贈本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第一項及び第一百五十五条の規定を除く）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律の規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、第十九条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日